

平成 26 年 3 月 14 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告
〔神戸市立こうべ市歯科センター指定管理者〕

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	荻	阪	伸	秀
同	山	田	哲	郎
同	坊		やす	なが

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 25 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸市立こうべ市歯科センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成 24 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 25 年 8 月 28 日～平成 26 年 3 月 14 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事 業 の 概 要

(1) 神戸市立こうべ市歯科センター（以下「歯科センター」という。）

歯科センターは、一般の歯科診療所における治療が困難な者に係る歯科治療等を行うことを目的に設置されている。

所在地 神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 1-201 号

施設概要 延床面積 614.49 m²

内 容 歯科診療台 6 台（内 2 台は個室）

パノラマレントゲン 2 台，デンタルレントゲン 3 台

診療時間 毎週月曜日から金曜日 午前 9 時から 12 時 午後 1 時から 5 時

（休館日 土・日・祝日，年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)）

施設開設年月日 平成 16 年 4 月 1 日（診療開始：平成 16 年 4 月 12 日）

(2) 指定管理者及び選定理由

指定管理者 公益社団法人 神戸市歯科医師会

選定理由

歯科センターの管理運営にあたっては，高度な専門的知識及び地域の歯科診療所等との緊密な連携が必要とされる。公益社団法人神戸市歯科医師会は，歯科センターの開設時（平成 16 年 4 月）より当該施設の管理運営を行っており，現在年間約 5,000 例以上の治療実績をあげている。また，市内の歯科診療所からの紹介も多く，病診・診診連携にも積極的に取り組み障害者歯科治療において大きな役割を果たしているため，指定管理者として適当であるとして指定管理者選定評価委員会で選定されている。

(3) 指定期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は，障害者，高齢者その他の一般の歯科診療所での治療が困難な者に係る歯科疾患に関する相談，指導，診断，治療及び機能回復訓練のほか，施設及び設備の維持管理業務等であり，主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成24年度	平成23年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
診 療 日 数	245日	243日	2日	0.8
受 診 者 数	5,427人	5,366人	61人	1.1
（ 障 害 別 ）				
心 身 障 害 者	4,580人	4,339人	241人	5.6
有 病 者 そ の 他	847人	1,027人	180人	17.5
（ 診 療 別 ）				
一 般 診 療	4,816人	4,799人	17人	0.4
全 身 麻 酔 そ の 他	611人	567人	44人	7.8

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料及び利用料金収入（歯科センターの利用に係る料金（本人負担分を含む診療報酬）で指定管理者の収入となるもの）は、第2表のとおりである。

なお、指定管理料は年度終了後速やかに精算することになっており、精算にあたっては歯科センターの管理業務に要する費用から利用料金収入を差し引いた収支差額を指定管理料として算定している。

第2表 指定管理料等の比較

(単位 金額：千円)

	平成24年度		平成23年度		対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	構成率	金額	構成率		
指定管理料	57,222	40.2	53,550	42.2	3,672	6.9
利用料金収入	85,017	59.8	73,243	57.8	11,774	16.1

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

平成24年度の評価内容は、「障害者、高齢者その他の一般の歯科診療所での治療が困難な者のために、年間5,000人以上の歯科治療をし、患者数が年々増加している。これは当センターが広く認知され、地域の障害者歯科診療所としての役割が大きくなっていると考えられ、評価できる。満足度調査においても多くの利用者が医療安全等について満足していることは評価できる。引き続き、利用者のニーズを把握し、施設の運営に反映し、他の医療機関と連携し、安心して安全な歯科医療を提供されたい。」となっている。

なお、指定管理者は公募外で選定されているため、5段階評価（AAA、AA、A、B、C）は行われていない。

5 監査の結果

歯科センターの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理協定書等に従って適正に管理運営されているものと認められた。

指定管理者においては、今後とも、障害者など一般の歯科診療所での治療が困難な方々に安心・安全な歯科治療を提供されたい。

なお、歯科センターの指定管理料は、管理業務に要する費用から利用料金収入を差し引いた収支差額で支払う仕組みとなっていることから、本市所管局においては、引き続き管理業務に要した費用の内容について十分確認されたい。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は，原則として千円の位以下を省略し，万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は，原則として百円の位を四捨五入し，千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は，百分率で表示し，小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが，単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は，零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし，算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が 1,000% 以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。